

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後 5 日を経過」し、かつ「**解熱した後 2 日**」となっています。（学校保健安全法施行規則第 19 条）

なお、発症当日、解熱当日を 0 日目として計算します。

最短でも、「発症後 5 日」を経過するまでは、出席停止となります。

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。

○解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

例	症状	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1	発症後 1日目に解熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可		
2	発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可		
3	発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
4	発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
5	発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。